

- 三石委員長 ただいまから、議会運営委員会を開く。
今日は、一問一答における議場への現物の持ち込みについて御協議願うため、急遽お集まりいただいた。
- 1. 議場への現物の持ち込みについて**
- 三石委員長 それでは、一問一答の際の議場への現物の持ち込みについてである。
まず、県民の会会派から説明願う。
- 石井委員 一問一答で上田周五議員が、追手前高校吾北分校の存続に向けて、こういった地域の皆さんと一緒に頑張っているという紹介をさせていただきたいということで、ポスターを見せたいということである。
御協議をお願いしたい。
- 三石委員長 ただいま、同一会派である県民の会の石井委員から、上田周五議員が質問に際し、議場に現物、ポスターを持ち込みたい旨の申し出があった。
この件について、いかがでしょうか。
- 土森委員 このポスターを作成しているのはどこか。
- 石井委員 済みません。上田周五議員は、地域の団体の皆さんが連携して吾北分校の存続に向けて活動をしているということで、その取り組みを紹介したいということである。
この資料をどの団体か作成したかということまでは。
- 三石委員長 確認するように。

(小 休)
- 橋本副委員長 吾北分校が、作成しているということだね。
- 三石委員長 いかがか。
- 横山委員 今回、持ち込みということであるが、本来ならば、前回の議運までというルールがあると思う。その都度議運を開いて、現物の持ち込みについて協議することになるのか。
- 横田議事課長 議場に現物を持ち込む場合には、事前に議運の了承を得るということはあるが、期限については定められていない。
- 横山委員 できれば、それまでにしっかりしておくのがいいのではないかと思う。持ち込みたいから、毎回毎回というわけにはいかないのではと思う。
- 橋本副委員長 うちの会派のことである。横山委員の御意見をしっかり反映し、気をつける。
- 土森委員 整理しよう。いつでも議運を開けるというわけではない。質問初日に議運を開くときもあるので、そのときに質問に際して持ち込みをするのであれば、議運に諮っ

- て協議するという取り扱いにしてはどうか。途中で何回も開くのは、イレギュラーだ。
そういう取り扱いにしてはどうか。
- 三石委員長 そういうことで構わないか。
- (異議なし)
- 三石委員長 それでは、そのような扱いとする。
次に、上田周五議員が議場に現物を持ち込むことについては認めることで、御異議ないか。
- (異議なし)
- 三石委員長 それでは、さよう決する。
- 2. その他**
- 三石委員長 その他で、何かないか。
- (な　　し)
- 三石委員長 本日の協議事項は、以上である。
 次回の議運は、特別の事情がなければ、3月8日木曜日午前9時から開催することとする。
 協議事項は、議案の付託等についてである。
 以上で、本日の議会運営委員会を終わる。